

【概要】

個人が、美術館（※1）と特定美術品（※2）の長期寄託契約を締結し、文化財保護法に規定する保存活用計画の文化庁長官の認定を受け、その美術館（以下「寄託先美術館」という。）にその特定美術品を寄託した場合において、その者が死亡し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者（以下「寄託相続人」という。）がその長期寄託契約及び保存活用計画に基づき寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。

※1 博物館法に規定する博物館又は博物館相当施設のうち、特定美術品の公開及び保管を行うもの

※2 国宝・重要文化財の美術工芸品及び、登録有形文化財の美術工芸品のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの

【猶予税額の免除】

- ・寄託相続人が死亡した場合
- ・寄託先美術館に対するその特定美術品の寄贈した場合
- ・自然災害によるその特定美術品の滅失があった場合

【猶予税額の納付】

例えば以下の場合には、猶予税額及び法定申告期限からの期間に係る利子税を納付する。

- ・特定美術品の譲渡等をした場合
- ・特定美術品が滅失、紛失等をした場合
- ・長期寄託契約の終了、保存活用計画の期間満了後、新たに認定を受けなかった場合
- ・重要文化財の指定解除、登録有形文化財の登録抹消、保存活用計画の認定取消しの場合
- ・寄託先美術館が廃止された場合（新たな寄託先美術館に寄託した場合を除く。）

【その他】

寄託相続人は、3年毎に、継続届出書に寄託先美術館の発行する証明書を添付して、寄託相続人の納税地の所轄税務署長に提出する。

【スキーム図（イメージ）】

